ご利用ください 耐震化支援事業

1面でご案内した木造住宅の耐震改修工事への補助のほか、区では次のような耐震化支援事業を実施しています。
地震に強い住まいにするために、区の補助制度をご活用ください。
【問合せ】**地域整備課**（本庁舎8階）☎（5273）3829・FAX（3209）9227へ。

木造住宅の耐震化

【対象】昭和56年（1981年）5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅等

予備耐震診断（無料）

専門の技術者（建築士）が、建物の耐震性能を簡易診断します。詳細な耐震診断の必要性についてアドバイスするほか、耐震改修工事の方法などの技術的なご相談にも応じます。

「耐震診断・補強設計」への補助

予備耐震診断の結果、耐震補強が必要となり、詳細な耐震診断を実施して補強計画を作成する場合に補助します。補助を受ける場合は、区に登録した「耐震診断登録員」が耐震診断と補強計画を実施する必要があります。
【補助限度額】15万円（消費税等を除く）

「耐震改修工事」への補助

耐震診断・補強設計に基づき、基礎の補強・耐震壁の増設・筋かいの設置などの耐震改修工事を実施する場合、費用の一部を補助します。
要件や補助金額などは、**1面**でご案内しています。

「工事監理」への補助

区の耐震診断登録員が工事監理を実施する場合に、費用の一部を補助します。
【補助限度額】8万円（消費税等を除く）

「耐震シェルター設置」「耐震ベッド設置」への補助

昭和56年（1981年）5月31日以前に建てられた木造住宅にお住まいの障害のある方または65歳以上の方が対象です。
【補助金額】設置に掛かる費用の10分の9
（シェルターは45万円、ベッドは35万円を限度。いずれも消費税等を除く）

非木造建物の耐震化

【対象】昭和56年（1981年）5月31日以前に建てられた鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建物
★次のいずれかに該当していることが要件です。
▶延べ面積の2分の1以上を住宅・共同住宅等として使用している建物
▶特定建築物（病院・学校等の災害時に重要な機能を果たす施設、百貨店・飲食店・事務所等の災害時に多数の利用者に危険が及ぶ恐れがある施設）
▶震災時等も応急活動の中心となる防災拠点を結ぶ「緊急輸送道路」沿道の建物（事務所や店舗なども対象）

耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断（無料）

専門の技術者（建築士）が建物を確認し、耐震診断や耐震改修工事の必要性などを調査し、アドバイスします（派遣は同一の建物に付き5回まで）。調査の結果、簡易耐震診断の必要性が明らかになった建物に対し、簡易耐震診断を実施します（構造図がない等の場合は診断できないことがあります）。

「耐震診断」「補強設計」への補助

耐震診断や補強設計の費用の一部を補助します。区が指定した機関で耐震診断・補強設計の評定等を受ける必要があります。また、面積当たりの上限単価があります。
【補助金額（いずれも消費税等を除く）】
▶耐震診断…耐震診断補助対象事業費×3分の2（上限200万円）
▶補強設計…補強設計補助対象事業費×3分の2（上限200万円）
※緊急輸送道路のうち、特に沿道の建物の耐震化が必要な道路として指定されている「特定緊急輸送道路」沿道の建物は、要件や補助金額を拡大しています。

「耐震改修工事」への補助

耐震診断・補強設計に基づき工事を実施する場合、費用の一部を補助します。建物の用途等により、補助割合や上限額が異なります。

調査・工事の前に申請を アスベスト対策費を助成

助成の対象かどうか まずご相談ください

アスベストの劣化・損傷や、建物の解体工事でアスベストが飛散するなど、アスベストを吸い込むことで起こる健康被害が大きな問題となっています。
区ではアスベスト対策をさらに進めるため、建物の所有者の方へ、アスベストの含有調査費・除去等工事費を助成しています。調査・工事を実施する前に、申請してください。
アスベストを含む吹き付け材であっても、除去等工事の助成対象にならない場合があります。所有している建物のアスベスト対策に不安のある方、調査・工事を計画している方は、まず、ご相談ください。
【問合せ】**建築指導課監察調査係**（本庁舎8階）☎（5273）3735・FAX（3209）9227へ。

助成の対象

個人・中小企業の事業者・分譲マンションの管理組合の代表者等が所有する区内の建物

助成内容

▼アスベスト含有調査費
吹き付けアスベストが存在する可能性がある建物で、アスベストの有無を調査する費用
【助成限度額】1棟当たり25万円（消費税等を除く）

▼アスベスト除去等工事費
吹き付けアスベストが施工されている建物での工事（**左記**）の費用
★除去…アスベストを下地材から取り除き、非アスベスト建材に取り替えます。
★封じ込め…アスベストを残したまま固化剤を散布し、アスベストを固定して飛散を防止します。
★囲い込み…アスベストを残したまま非アスベスト建材で覆い、飛散を防止します。
【助成限度額】1棟当たり
▼一戸建ての住宅は50万円、
▼分譲マンション等は300万円（消費税等を除く除去等工事費の3分の2を限度）
※建物の所有者等の一時的な経費負担を軽減するため、助成を受ける方から委任を受けた業者（アスベストの含有調査・除去等工事を実施する事業者）に区が直接助成金を支払う「委任払い制度」もあります。詳しくは、お問い合わせください。

■ 吹き付けアスベストが使用されている可能性があります ■

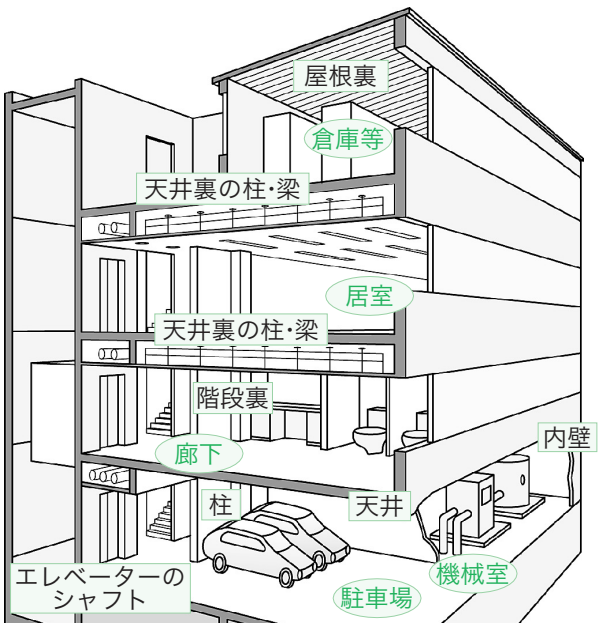

アスベストは石綿とも呼ばれ、建築資材としてさまざまな形で使われてきました（**左図**）。飛散性が高い吹き付けアスベストは、耐火被覆材として鉄骨の柱や梁（はり）に使われてきたほか、断熱材として駐車場・倉庫・機械室などの壁や天井にも使われてきました。

梁に付着したアスベスト